

東アジア炭素排出権取引制度の設計と実施

周 瑋生

「低炭素社会」実現に向けた政策手段として、CO₂排出にコストを課すような炭素排出量取引や炭素税などカーボンプライシング制度に注目が集まっている。2016年パリ協定発効と2017年米国の協定離脱がその重要度と緊要性を強めている。その中で、欧州委員会は、限界費用の均等化による削減の更なる効率化（削減コストの最小化）、国際競争力の維持などを図るために、欧州排出量取引制度（EU-ETS）と他国の排出量取引制度とのリンク（接続）が新たに構想された。一方、日中韓3国はパリ協定のもと、決して容易でない大幅な温室効果ガス削減目標（INDC）を定めている。だがその実現のためには、単に一国内のローカルな対応だけでは十分でなく、広域低炭素社会に向けた国境を超えた連携が不可欠なものとなっている。例えば、中国だけの炭素取引市場規模は年間50億トン（CO₂）（約2兆5500億円）規模に達すると推計される。一方、日本は、世界最高水準の低炭素技術特許群を擁しているのに、巨大アジア市場への参入に立ち遅れ、グリーン経済創出や地域共通の環境汚染問題にも十二分に貢献できずにいる。

そこで、異なる社会制度、経済発展段階のもとで、日中韓取引制度をリンクし、CO₂の効率的かつ大幅な削減を図り、経済発展と公害克服にも寄与できる「東アジア炭素排出量取引スキーム」の設計と実施が求められている。そのなか、1）次元の異なる四つのアクター（企業、技術、ガバナンス、社会制度）相互間の協同連携による日中韓の異なる制度間リンクによる東アジア炭素排出量取引スキーム設計。2）東アジアの多様性を考慮したネットワーク型ガバナンス構築アプローチ。3）炭素価格化制度に対応する国際的企業間連携戦略の構築、などが特徴としている。

中国は、2013年以来、中国は相次いで深圳市、上海市、北京市、広東省、天津市、湖北省と重慶市7つの地域で炭素排出権取引制度のパイロット事業を展開し始めた。2017年12月、中国全土に広げる、世界最大の排出権取引市場の設立を発表した。欧州や韓国などはこの中国の巨大市場とのリンクを模索し始めている。中国の取引制度とリンクできれば、中国に生産拠点をもち外国の企業が中国拠点でCO₂を減らせば、排出枠を中国内で売るか、自国で買い取り国内排出とオフセット（相殺）するか、経済性と環境性に有利な方を選べられる。逆に取引制度のない国の企業には不利になる可能性が高い。そこで、異なる制度間のリンクにより広域炭素排出取引市場の創設が不可欠である。